# 第**52**回

# 定時株主総会招集ご通知

# ■開催日時

2021年11月26日(金曜日) 午前10時(午前9時30分受付開始予定)

# ■開催場所

東京都新宿区西新宿四丁目33番7号 角筈区民ホール

※昨年と会場が異なりますのでお間違えの無いようお願い申しあげます。

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照 ください。)

# ■決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 補欠監査役1名選任の件



証券コード:1434



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様には 可能な限り書面により事前の議決権行使をお願い申し上 げます。

また、当日までの流行状況やご自身の健康状態にご留意いただき、ご来場される場合は、会場でのマスク着用、アルコール消毒、検温にご協力をお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

https://www.jesco.co.jp/ja/ir.html

# 株主各位

東京都新宿区新宿二丁目1番9号 JESCOホールディングス株式会社 代表取締役会長兼CEO 柗 本 俊 洋

# 第52回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、2021年11月25日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

**1. 日 時** 2021年11月26日(金曜日)午前10時

2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目33番7号 角筈区民ホール

会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第52期(2020年9月1日から2021年8月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第52期 (2020年9月1日から2021年8月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

**第1号議案** 取締役7名選任の件 **第2号議案** 補欠監査役1名選任の件

以上

#### ◎お土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承のほどお願い申しあげます。

- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。また、紙資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申しあげます。
- ◎「会社の新株予約権等に関する事項」、「会社の業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制 の運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」に つきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、本「招集ご通知」への記載を省略し、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.jesco.co.jp/ja/ir.html)に記載させていただきます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、本株主総会の前日までに修正をすべき 事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.jesco.co.jp/ja/ir.html)における掲載に よりお知らせいたします。

# 株主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	の業務を統括しその役害 としての豊富な経験と幅	1961年 4 月 日本無線株式会社入社 1970年 8 月 当社設立 代表取締役社長 2013年 9 月 東京メディアコミュニケーションズ株式会社 (現JESCO株式会社) 取締役相談役 2013年10月 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 取締役会長 (現任) 2013年11月 JESCO CNS株式会社 (現JESCO株式会社) 取締役相談役 2016年11月 当社 代表取締役会長兼CEO (現任) 2017年11月 JESCO CNS株式会社 (現JESCO株式会社) 取締役会長 2019年11月 JESCO CNS株式会社 (現JESCO株式会社) 取締役会長 2019年11月 JESCO株式会社 代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) JESCO株式会社 代表取締役会長 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 取締役会長  「対策を適切に果たしております。グループ全体の事業及び経営に精通し、経営者属広い見識を有していることから、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の にし、取締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	から 深 光 子 唐 澤 光 子 (1951年8月27日) <所有する当社株式数> 188,500株	1977年6月 当社 入社 1992年6月 当社 取締役 1999年11月 当社 常務取締役 2005年9月 JESCO SE (VIETNAM) CO., LTD. (現 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY) 代表取締役社長 2006年11月 当社 専務取締役 2010年11月 当社 代表取締役専務 2012年11月 当社 代表取締役副社長 財務経理室長 2016年11月 当社 代表取締役社長 執行役員社長 2017年10月 菅谷電気工事株式会社(現 JESCO SUGAYA株式会社) 代表取締役会長 2020年4月 JESCOエキスパートエージェント株式会社 代表取締役社長(現任) 2020年11月 当社 取締役副会長(現任) 2020年11月 当社 取締役副会長(現任) 2020年11月 JESCO SUGAYA株式会社 取締役会長 (現任) 1 JESCO SUGAYA株式会社 取締役会長 JESCOエキスパートエージェント株式会社 代表取締役社長
	<選任理由>	現中学教 と夕巻に振り また取体が到今長 としての公剌を第四に用たしても
	1	理室業務と経営に携わり、また取締役副会長としての役割を適切に果たしてお ) )事業及び経営に精通し、豊富な経験と見識を有していることから、当社の持
		)事業及り程宮に相通し、豊富な経験と見識を有していることがら、当社の持一 ≧業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	立てがか たいち 古手川 太一 (1966年11月27日) <所有する当社株式数> 49,700株	1989年4月 当社 入社 2008年9月 JESCO CNS株式会社(現 JESCO株式会社)代表取締役社長 2009年11月 当社 取締役 2011年11月 当社 専務取締役 2012年11月 当社 専務取締役 2013年10月 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 代表取締役社長 2014年11月 東京メディアコミュニケーションズ株式会社(現 JESCO株式会社)代表取締役社長 2016年11月 当社 執行役員常務 2017年11月 普合電気工事株式会社(現 JESCO SUGAYA株式会社)取締役(現任) 2019年11月 当社 取締役 執行役員常務 2020年11月 当社 収締役 執行役員常務 2020年11月 当社 代表取締役社長 執行役員社長(現任) 2020年11月 当社 代表取締役社長 執行役員社長(現任) (重要な兼職の状況) JESCO株式会社 代表取締役社長 執行役員社長 JESCO SUGAYA株式会社 取締役
	当社グループの主要な たしております。グル-	は業務と経営に携わり、代表取締役社長執行役員社長としての役割を適切に果一プ全体の事業及び経営に精通し、豊富な経験と見識を有していることから、 長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補者といたしまし

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	   略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 
4	なかな。た 中牟田 一 (1953年9月6日) <所有する当社株式数> 7,100株	1972年4月 株式会社間組(現株式会社安藤・間)入社 2009年3月 当社 入社 JESCO SE (VIETNAM) CO., LTD. (現 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY) 取締役 2009年7月 JESCO AVM株式会社(現 JESCO株式会社)代表取締役社長 2011年7月 JESCO SE (VIETNAM) CO., LTD. (現 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY) 代表取締役社長 2012年7月 同社 取締役 2014年11月 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 代表取締役社長 2015年4月 JESCO HOA BINH ENGINEERING JOINT STOCK COMPANY 取締役 2015年4月 当社 取締役 2016年11月 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 代表取締役社長 2017年9月 当社 取締役 執行役員常務 2017年9月 当社 取締役 執行役員書務(現任) 2017年10月 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 取締役副会長(現任) 2018年4月 JESCO CNS株式会社(現 JESCO株式会社) 取締役 執行役員副社長 2019年9月 同社 代表取締役社長 執行役員社長 2020年11月 同社 取締役副会長(現任) JESCO株式会社 取締役副会長(現任)
	ります。グループ全体の	な業務と経営に携わり、取締役執行役員専務としての役割を適切に果たしてお の事業及び経営に精通し、海外事業でも豊富な経験と見識を有していることか と中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補者といたしま

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	大塚和彦 (1952年4月9日) <所有する当社株式数> 21,900株	1977年3月 菅谷電気工事株式会社(現 JESCO SUGAYA株式会社)入社 1996年5月 同社 送電部長 2003年7月 同社 執行役員工務第二部長 2009年6月 同社 取締役 2012年3月 同社 渋川支社支社長 2015年2月 同社 代表取締役社長 2017年10月 同社 代表取締役社長 執行役員社長(現任) 2017年11月 当社 取締役 執行役員 2019年11月 当社 取締役 執行役員 2019年11月 当社 取締役 執行役員常務(現任)(重要な兼職の状況) JESCO SUGAYA株式会社 代表取締役社長 執行役員社長
	社の業務と経営に携わり	土化したJESCO SUGAYA株式会社の代表取締役社長執行役員社長として、同 J、豊富な経験と見識を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値 引断し、取締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 
6	がらいている。 かず なか 村 口 和 孝 (1958年11月20日) <所有する当社株式数> 22,000株	1984年 4 月 日本合同ファイナンス株式会社(現 株式会社ジャフコグループ)入社 1998年 7 月 株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ設立代表取締役(現任) 2007年 3 月 株式会社ウォーターダイレクト(現 株式会社プレミアムウォーターホールディングス) 取締役(現任) 2008年 6 月 株式会社アキブホールディングス 代表取締役(現任) 2012年 6 月 ぷらっとホーム株式会社 取締役(現任) 2015年 6 月 株式会社ジェノメンブレン 代表取締役(現任) 2017年 9 月 株式会社デンタス 取締役(現任) 2017年 9 月 株式会社ブロードバンドタワー 取締役(現任) 2018年11月 当社 取締役(現任) 2021年 6 月 株式会社ラック 取締役(現任) 2021年 6 月 株式会社アイ・ピー・エス 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ 代表取締役株式会社アキブホールディングス 代表取締役
	当社の経営について監督 ております。就任以来る 般に助言を頂戴すること	れる役割の概要> 土等の取締役としての経験を有しており、取締役会において客観的な視点から 番・指導して頂けると期待し、2018年11月以来社外取締役としてご活躍頂い これらの経験や知見を活かし、当社の経営を監督頂くとともに、当社の経営全 にによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂いており、社外取締役候 ました。上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるも

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	グェン ティ ゴク ロアン (1960年3月9日) <所有する当社株式数> O株	1997年3月 VINH TUONG COMMERCIAL PRIVATE ENTERPRISE, GENERAL DIRECTOR 2004年6月 VINH TUONG INDUSTRIAL CORPORATION, VICE CHAIRMAN OF THE BOARD GENERAL DIRECTOR 2006年1月 同社 CHAIRMAN OF THE BOARD GENERAL DIRECTOR 2007年1月 同社 CHAIRMAN OF THE BOARD 2007年1月 VINH TUONG LOGISTICS JOINT STOCK COMPANY, CHAIRMAN OF THE BOARD (現任) 2007年1月 VINH TUONG INVESTMENT & REAL ESTATE, MEMBER OF THE BOARD 2017年9月 SAIGON DEPOT CORPORATION, VICE CHAIRMAN OF THE BOARD (現任) 2019年11月 当社 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) VINH TUONG LOGISTICS JOINT STOCK COMPANY, CHAIRMAN OF THE BOARD SAIGON DEPOT CORPORATION, VICE CHAIRMAN OF THE BOARD
	の経験と見識を活かしき 役に就任頂きました。京 の経営全般に助言を頂	れる役割の概要> 数の企業経営の経験があり、ベトナムでの法令やビジネスに精通しており、そ 当社の経営について監督・指導して頂けると期待し、2019年11月に社外取締 就任以来これらの経験や知見を活かし、当社の経営を監督頂くとともに、当社 或することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂いており、社外 Eいたしました。上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 村口和孝氏とグェン ティ ゴク ロアン氏は、社外取締役候補者であります。
  - 3. 社外取締役候補者である村口和孝氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって 3年となります。また、社外取締役候補者であるグェン ティ ゴク ロアン氏の当社社外取締役就任 期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
  - 4. 社外取締役候補者である村口和孝氏及びグェン ティ ゴク ロアン氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
  - 5. 村口和孝氏及びグェン ティ ゴク ロアン氏は、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。村口和孝氏及びグェン ティ ゴク ロアン氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
  - 6. 当社は、保険会社との間で、当社及び会社法上のすべての子会社の取締役、監査役、執行役員等(当事業年度中に在任していたものを含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知「事業報告

Ⅲ. 会社役員に関する事項 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### <ご参考>各候補者スキルマトリックス一覧表

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任頂いた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

<b>なりより</b> 。									
氏 名	当社における 地位 (予定)	企業 経営	財務 ・ 会計	事業戦略	国際性	工事 · 技術 専門 知識	人事 人材 育成	IT • DX	サステナ ビリティ
柗本 俊洋	代表取締役会長 兼CEO	•		•	•	•	•		•
唐澤 光子	取締役副会長	•	•		•		•		
古手川 太一	代表取締役社長 執行役員社長	•		•	•	•		•	
中牟田 一	取締役 執行役員専務	•		•	•	•			
大塚 和彦	取締役 執行役員常務	•				•			
村口 和孝	社外取締役	•	•	•			•	•	•
グェン ティ ゴク ロアン	社外取締役	•			•				

#### 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、2017年11月29日開催の第48回定時株主総会において選任頂いた 補欠監査役北岡諭氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、法令に定める監査役の員数が 欠けた場合として、補欠の社外監査役として北岡諭氏の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、北岡諭氏の補欠の社外監査役としての選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものとします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
きた おか さとし 北 岡 論 (1987年7月24日)	2014年3月 早稲田大学大学院法務研究科卒業 2015年11月 司法修習修了(第68期) 2015年12月 東京弁護士会 弁護士登録(第68期) 2015年12月 小篠法律事務所 入所
<所有する当社株式数> 0株	2018年11月 シティユーワ法律事務所 入所(現任) (重要な兼職の状況) シティユーワ法律事務所 弁護士

#### <選仟理由>

当社が社外監査役に求める独立性基準を満たしていることに加え、弁護士として企業法務等に係る専門知識を有しております。会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な知識を活かし、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、同氏を補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 北岡諭氏は補欠の社外監査役候補者であり、監査役に就任した場合、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定です。
  - 3. 北岡諭氏が就任した場合には、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定です。
  - 4. 当社は、保険会社との間で、当社及び会社法上のすべての子会社の取締役、監査役、執行役員等(当事業年度中に在任していたものを含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知「事業報告Ⅲ、会社役員に関する事項 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。北岡諭氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以上

# 事業報告

第 5 2 期

(2020年9月1日から) 2021年8月31日まで)

#### I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2020年9月1日~2021年8月31日)のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が繰り返し発令されるなど、依然として厳しい状況が続きましたが、年度後半には輸出や設備投資の増加を背景に一部の企業では収益の持ち直しの動きが見られました。

このような経済環境の中、当社グループでは、国内外において、デジタルトランスフォーメーション(DX)による働き方改革やテレワークを始めとしたバーチャルでの執務環境の一体化、クラウドを活用した教育システムであるJESCOアカデミーの構築など、ニューノーマルな時代に適応した体制作りを行ってまいりました。この体制のもと、持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けて、脱炭素社会構築への取り組みや5G等の通信関連設備、防災減災関連設備など社会インフラ整備に向けて事業拡大を進めてまいりました。

国内においては、太陽光発電等の再生可能エネルギー関連設備工事が評価され、日本経済新聞NEXT1000に「脱炭素 実現支える新興勢」として紹介されるとともに、当社自らが「再エネ100宣言RE Action (注1)」に参画し2050年までに使用電力100%再エネルギー化を公表いたしました。さらに、自社保有である那智の滝の保安林(16.7ha、CO2削減330トン当社推定)に加え、新たに吉野杉林(4.6ha)を取得予定で、CO2削減及び水源確保などの環境保全に注力し、ESG (注2) への取り組みを拡大してまいります。

海外においても、ベトナムの設計積算部門ではDXによる国内設計部門との仮想空間での一体化やテレワークにより、新型コロナウイルス感染流行下においても一件の遅延を出すことなく安定的に業務を遂行いたしました。また、スリランカ国バンダラナイケ国際空港ターミナル拡張工事(18万㎡)の電気設備の大型案件(35.4億円)を受注し、同国で

の更なるEPC (注3) 案件の受注拡大とともにアセアン地域及び南アジアにおける国際空港や河川災害防止工事、太陽光発電設備工事の受注拡大を図ってまいります。

このような状況のもと、当連結会計年度の業績は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、前期業績に対して増収増益となりました。経営成績は、売上高92億68百万円(前年同期比3.1%増)、営業利益5億60百万円(前年同期比64.4%増)、経常利益6億1百万円(前年同期比53.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益4億63百万円(前年同期比47.1%増)となりました。

- (注1) 再エネ100宣言RE Action: 再生エネルギー100%の利用を目指す新たな枠組み
- (注2) ESG: Environment(環境)、Social (社会)、Governance (統治) の略
- (注3) EPC: Engineering (設計)、Procurement (調達)、Construction (建設) の略

セグメント名称	受注	高	売上	高	次期繰越高		
ピグメント石伽	金額	増減率(%)	金額	増減率(%)	金額	増減率(%)	
国内EPC	7,702	10.0	7,503	6.2	6,485	3.2	
アセアンEPC	4,554	130.5	1,796	△7.1	5,975	85.7	
不動産管理	237	32.5	237	32.5	_	_	
その他	433	△0.7	433	△0.7	_	_	
調整(内部取引)	△702	13.5	△702	13.5	_	_	
合計	12,225	36.2	9,268	3.1	12,461	31.1	

(注) 受注高、売上高及び次期繰越高は、内部取引消去前で記載しております。

#### 【事業セグメントの業績】

#### (1) 国内EPC事業

国内EPC事業において、JESCO株式会社では、一部で新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、太陽光発電設備工事の完工量及び元請受注が増加・拡大したことに加え、5G等の環境整備に向けた移動体通信システム関連工事量が増加したことで、増収増益となりました。また、JESCO SUGAYA株式会社においても、大型太陽光発電設備工事や渡良瀬川流域の防災無線工事等が順調に推移し、増収増益となりました。

当連結会計年度における当セグメントの経営成績は、売上高74億54百万円(前年同期比6.1%増)、セグメント利益5億73百万円(前年同期比66.5%増)となりました。

#### (2) アセアンEPC事業

アセアンEPC事業において、JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANYでは、全社員 (180名) がテレワークを実施することで新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑え、設計積算部門の安定的な事業継続につながりました。また、フェ省防災無線ODAプロジェクト工事が増収に寄与したものの、台風と長雨の影響により工期が延伸したため、全体として増収減益となりました。

一方、JESCO HOA BINH ENGINEERING JOINT STOCK COMPANYでは、前年度から続くホーチミン市における大型集合住宅の投資抑制や新型コロナウイルス感染症の影響による工事の遅延・中断があり、その対応として人員削減(65名)による固定費削

減を実施するとともに、新たな大規模リゾート施設電気設備工事への取り組みにより損失 は改善傾向にあります。この結果、当事業全体としては減収となったものの、黒字転換と なりました。

当連結会計年度における当セグメントの経営成績は、売上高16億12百万円(前年同期比11.7%減)、セグメント利益28百万円(前年同期はセグメント損失85百万円)となりました。

#### (3) 不動産管理事業

不動産管理事業においては、当連結会計年度に取得したJESCO新宿御苑ビルの賃貸管理収入により収益が好転したものの、経年劣化に伴うJESCO新中野ビルの大規模修繕工事により、増収減益となりました。

当連結会計年度における当セグメントの経営成績は、売上高2億1百万円(前年同期比40.7%増)、セグメント損失14百万円(前年同期はセグメント利益79百万円)となりました。

#### 2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は26億18百万円であります。その主なものはCRE (不動産) 戦略を経営戦略の一つに位置付け、長期的かつ全社的な視点に立った企業価値の向上を目指して、新たに取得した東京都新宿区の賃貸用不動産であり、その総額は24億33百万円であります。

また、重要な設備の除却、売却等はありません。

### 3. 資金調達の状況

当連結会計年度においては、賃貸用不動産を取得することを目的として、長期借入金 12億円を調達いたしました。

#### 4. 対処すべき課題

当社グループは、市場動向を的確に把握するとともにSDGsの実現に向けて、以下の3本柱を中心に更なる成長戦略に取り組んでまいります。

(1) 脱炭素社会実現に向けた再生可能エネルギー分野の拡大

国内外ともに脱炭素社会実現に向け太陽光発電設備の導入が今後活発になることが見込まれます。JESCOグループの実績(施工数202箇所、総出力262MW)が評価され、日本経済新聞NEXT1000に「脱炭素 実現支える新興勢」として紹介されましたが、更なる事業の拡大とともにESGの充実を目指してまいります。

- (2) 5 G等の通信インフラ及び無線通信関連設備工事の拡大 自動運転など情報通信技術 (ICT) インフラ整備に向けて 5 G等の移動体通信関連 設備、さらに大幅な気候変動などによる激甚災害防止に向けて防災減災設備が今後 拡大することが確実であり、受注の拡大を目指してまいります。
- (3) アセアンEPC事業の拡大

ベトナムをはじめとするアセアン地域では、新型コロナウイルス感染症の影響で非常に厳しい状況が続いていますが、ベトナムの設計積算部門では、早期からのテレワーク等DXへの取り組みにより安定操業を継続してまいりました。新たにメコンデルタ地区に拠点を設置、現在の180名から300名体制を構築し、事業の拡大を図ってまいります。

また、建設市場では公共インフラ整備、民間設備投資ともに今後大きく拡大する可能性があり、国際空港や再生可能エネルギー関連工事、防災減災関連工事などの事業拡大にも取り組んでまいります。

以上のような経営課題の対処に向けて、経営資源の最適配分に取り組んでまいります。 当社の重要な経営資源は、人的資源であります。

国内の建設業界では、生産人口の減少等による労働人材や専門エキスパート人材の不足が生じており、当社グループにおいても、業績に影響を与えております。また、ベトナムにおいても同様に、人材不足による労働コストの上昇が当社グループの業績に影響を与えております。

このような課題に対して、当社ではDX(デジタルトランスフォーメーション)(注1)によるビジネスプロセスの変革に取り組んでいます。

#### a JESCO DXの強化

当社では、すでに20年前から設計積算業務をベトナムで行い、設計情報のデジタル化に取り組んでまいりましたが、今般、国内とベトナムの設計部門をWEBコミュニケーションツールで結合し仮想空間での一体化を図りました。このようなDX化をベースに、メコンデルタ地域への拠点拡大、BIM(注2)ソフトの導入など体制の強化に加え、スマートグラスによる現場と事務所、さらにはベトナム設計部門とのバーチャルでの一体化にも取り組んでいます。今後は、間接部門のDX化にも取り組んでまいります。

また、当社グループでは、日本及びベトナムでの人材開発のDX化を進めるべく、インターネットを活用した「JESCOアカデミー」を2020年10月に開講しました。クラウドを利活用したオンデマンド配信による技術者教育で、いつでもどこでも好きな時に受講することができます。将来的には国内外のパートナー会社に拡大し「グローバルアカデミー」を構築してまいります。

また、建設業におけるDXソリューションの一環として、ICTを活用したBIM技術者の育成にも取り組んでいます。学校法人工学院大学、㈱SOBAプロジェクトとの産学連携による企画「ベトナム国BIM理論を活用した産学連携教育事業による電気設備技術者育成のための案件化調査」が、2020年9月、独立行政法人国際協力機構(JICA)の「2020年度第一回中小企業・SDGsビジネス支援事業-案件化調査-」に採択されました。今後、ベトナム国のダナン工科大学との連携により、国内外で活躍する高度技術者の育成に努めてまいります。

# b 資金面での取り組み

資金につきましては、保有不動産の適切な運用により流動性の確保を図りつつ、アセアンにおける事業拡大、国内外でのM&A資金等に活用する方針であります。また、金融機関や証券市場を通じた資金確保も可能であります。

こうした人材資源開発及び資金資源の最適配分を進め、業績拡大を目指してまいります。

- (注1) DX (デジタルトランスフォーメーション): 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用し、顧客や社会のニーズを基に、ビジネスプロセスなどを変革することにより、競争上の優位性を確立すること。
- (注2) BIM (Building Information Modeling): ICTを活用し、3次元の建設デジタルモデルに建築物のデータベースを含めた建築の新しいワークフローを提供するモデル (ソフトウェアを含む)。

#### 5. 財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況の推移

	期別		第49期	第50期	第51期	第52期 (当連結会計年度)
区分			(2018年8月期)	(2019年8月期)	(2020年8月期)	(2021年8月期)
売	上	高	9,254,915	10,370,857	8,993,284	9,268,700
経常利益	又は経常損失(	△)	151,128	△82,024	390,725	601,166
当期系	未主に帰属す	はる	1,099,164	△125,435	314,866	463,218
	り当期純利益又 り当期純損失(		171円79銭	△19円24銭	47円90銭	70円04銭
総	資	産	10,141,219	9,004,989	9,972,435	11,795,871
純	資	産	3,659,399	3,433,875	3,601,693	3,994,009

(単位:千円)

(単位:千円)

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(自己株式控除後)により算出しております。
  - 2. 第49期の親会社株主に帰属する当期純利益の大幅な増加は、JESCO新宿御苑ビル売却に伴う固定資産売却益の計上等によるものであります。
  - 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第50期の期首から適用しており、第49期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

#### 当社の財産及び損益の状況の推移

		(-1-1-1)				
	期	別	第49期	第50期	第51期	第52期 (当事業年度)
区	分		(2018年8月期)	(2019年8月期)	(2020年8月期)	(2021年8月期)
売	上	高	735,623	654,319	690,923	966,445
経常	常利益又は経常損失	(△)	△20,677	31,258	154,849	265,196
当	期 純 利	益	1,178,404	21,711	71,572	305,442
1 杉	株当たり当期純:	利益	184円17銭	3円33銭	10円89銭	46円19銭
総	資	産	5,895,848	5,062,953	7,048,306	8,871,796
純	資	産	3,202,097	3,196,619	3,207,199	3,447,462

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(自己株式控除後)により算出しております。
  - 2. 第49期の当期純利益の大幅な増加は、JESCO新宿御苑ビル売却に伴う固定資産売却益の計上等によるものであります。
  - 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第50期の期首から適用しており、第49期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

# 6. 重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
JESCO株式会社	75,000千円	100.0%	国内EPC事業 電気通信工事業 電気工事業
JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY	129,743,750 <del>千</del> VND	87.4% (5.2%)	アセアンEPC事業 設計・積算・SI事業
JESCO HOA BINH ENGINEERING JOINT STOCK COMPANY	80,153,650∓VND	51.2% (51.2%)	アセアンEPC事業 電気・空調衛生設備工事業
JESCO SUGAYA株式会社	91,750千円	100.0%	国内EPC事業 電気通信工事業 電気工事業

<sup>(</sup>注) 「当社の議決権比率」欄の(内書)は間接所有であります。

#### 7. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、電気工事、電気通信工事の請負、不動産管理事業等を行っております。

# 8. 主要な拠点

会 社 名		主要拠点
JESCOホールディングス株式会社	本店	東京都新宿区
	本店	東京都中野区
JESCO株式会社	支店	東京都新宿区 大阪府大阪市生野区 愛知県名古屋市熱田区
	本店	ベトナム ホーチミン市
JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY	支店	ベトナム ハノイ市 ベトナム ダナン市 ベトナム ロンアン省
JESCO HOA BINH ENGINEERING JOINT STOCK COMPANY	本店	ベトナム ホーチミン市
	本店	群馬県渋川市
JESCO SUGAYA株式会社	支店	群馬県前橋市 群馬県吾妻郡長野原町 東京都新宿区

# 9. 従業員の状況

# (1) 企業集団の従業員の状況

区  分	従業員数
JESCO株式会社	170名
JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY	181名
JESCO HOA BINH ENGINEERING JOINT STOCK COMPANY	145名
JESCO SUGAYA株式会社	53名
当 社	25名
合 計	574名

<sup>(</sup>注) 従業員数には、出向社員及び臨時従業員は含まれておりません。

# (2) 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
25名	2名増	43.2歳	8.9年

<sup>(</sup>注) 従業員数には、出向社員及び臨時従業員は含まれておりません。

# 10. 主要な借入先及び借入額

				借	-	ζ	先					借入金残高
西		武		ſ		ļ	Ħ		金		庫	2,041,193千円
株	式	Ê	<u>&gt;</u>	社	Ξ	井	住		友	銀	行	1,939,836千円
株	式	会	社	$\Box$	本	政	策	金	融	公	庫	300,000千円

#### Ⅱ. 当社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数

17,464,000株

2. 発行済株式総数

6,650,000株

3. 株 主 数

5,217名

4. 大 株 主 (上位10名)

			株		主		名				持	株数	持 株 比 率
柗			本				俊			洋		894,400 <sup>株</sup>	13.46%
京t	2ラニ	] = :	ı = /	ケー	ショ	ンシ	/ス	テムホ	朱式会	会社		400,000	6.02
В	本		Д	シ	/ -	ス	株	式	会	社		400,000	6.02
ヤ	マ	1	\ '	電	機	株		式	会	社		300,000	4.52
J	Е	S	С	0	従	業	員	持	株	会		299,045	4.50
唐			澤				光			子		188,500	2.84
西		武		信		用		金		庫		130,000	1.96
金			$\blacksquare$				孟			洋		128,000	1.93
J	Е	S	С	0	取	引	先	持	株	会		92,594	1.39
切			刀				幸			寛		85,000	1.28

<sup>(</sup>注) 持株比率は、自己株式 (5,485株) を控除して計算しております。

#### 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役 員 区 分	株式数	交付対象者
取締役 (社外取締役を除く)	38,900 株	2 名

<sup>(</sup>注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、本招集ご通知「事業報告 Ⅲ. 会社役員に関する事項 4. 取締役及び監査役の報酬 等」に記載しております。

<sup>2.</sup> 上記以外に当社取締役を兼務する当社子会社の取締役3名に対して、15,500株を交付しております。

# Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
柗 本 俊 洋	代表取締役会長 兼CEO	JESCO株式会社 代表取締役会長 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 取締役会長
唐 澤 光 子	取締役副会長	JESCO SUGAYA株式会社 取締役会長 JESCOエキスパートエージェント株式会社 代表取締役社長
古手川太一	代表取締役社長 執 行 役 員 社 長	JESCO株式会社 代表取締役社長 執行役員社長 JESCO SUGAYA株式会社 取締役
中牟田 一	取 締 役 執行役員専務	JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 取締役副会長 JESCO株式会社 取締役副会長
大塚和彦	取 締 役 執行役員常務	JESCO SUGAYA株式会社 代表取締役社長 執行役員社長
村口和孝	取締役	株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ 代表取締役 株式会社アキブホールディングス 代表取締役 株式会社ジェノメンブレン 代表取締役
グェン ティ ゴク ロアン	取 締 役	VINH TUONG LOGISTICS JOINT STOCK COMPANY, CHAIRMAN OF THE BOARD SAIGON DEPOT CORPORATION, VICE CHAIRMAN OF THE BOARD
畑中達之助	常勤監査役	JESCO株式会社 監査役 JESCO SUGAYA株式会社 監査役 JESCOエキスパートエージェント株式会社 監査役 株式会社アクシス 監査役
鈴 木 正 明	監 査 役	株式会社マーベラス 監査役 油研工業株式会社 取締役 公認会計士・税理士鈴木正明事務所 所長
佐藤精一	監 査 役	佐藤法律事務所 所長 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 監査役 JESCO HOA BINH ENGINEERING JOINT STOCK COMPANY 監査役

- (注) 1. 取締役村口和孝氏及びグェン ティ ゴク ロアン氏は、社外取締役であります。常勤監査役畑中達之助氏、監査役鈴木正明氏及び佐藤精一氏は、社外監査役であります。
  - 2. 社外取締役である村口和孝氏及びグェン ティ ゴク ロアン氏、社外監査役である畑中達之助氏、鈴木正明氏及び佐藤精一氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
  - 3. 監査役畑中達之助氏は、上場会社の常勤監査役として豊富な経験を有するものであります。
  - 4. 監査役鈴木正明氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験と専門知識を有するものであります。
  - 5. 監査役佐藤精一氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有するものであります。

#### 2. 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする契約を締結しております。

#### 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び会社法上のすべての子会社の取締役、監査役、執行役員等(当事業年度中に在任していたものを含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は 当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約に より保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約を更新しております。

#### 4. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」といいます。)を以下のとおり決議しております。

### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬と業績連動の株式報酬により構成し、業務を執行しない取締役については、その職責に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

② 基本報酬 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、固定報酬とし、役位、職責、他社水準、当社の業績を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。また、その支払いについては、固定報酬額の1/12を毎月支給するものとする。

③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬としては、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、事業年度ごとの業績指標を反映した譲渡制限付株式報酬を毎年12月の取締役会決議を経て支給するものとする。

なお、海外駐在等により譲渡制限付株式報酬の支給が適当でない取締役については、当 該譲渡制限付株式の譲渡制限解除日の年度に、相当する金銭報酬を支給するものとする。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、他社水準を考慮しながら、上位の役職 程業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長兼CEOがその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績を踏まえた譲渡制限付株式報酬の評価配分とする。監査役の報酬については、固定報酬のみとし、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内で、監査役の協議によって決定する。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関して、2013年11月28日開催の第44回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額3億円以内、監査役の報酬額は年額30百万円以内となっております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役の員数は2名です。なお、連結子会社の取締役を兼務している取締役3名の報酬につきましては連結子会社より支給されております。

また、取締役(社外取締役を除く。)に当社の企業価値の持続的なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を支給しております。2017年11月29日開催の第48回定時株主総会において、報酬限度額(年額60百万円以内)及び上限株式数(年150,000株以内)の範囲内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は5名です。なお、連結子会社の取締役を兼務している取締役3名の報酬につきましては連結子会社より支給されております。

#### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役会長兼CEO柗本俊洋が取締役の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績を踏まえた譲渡制限付株式報酬の評価配分です。

これらの権限を委任した理由は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬体系を実現するためには、当社の全事業を統括する立場にある代表取締役会長兼CEOは、総合的に取締役の報酬の額を決定できると判断したためであります。

なお、譲渡制限付株式報酬については、当社取締役会が、取締役個人別の割当て株式数の前提となる金銭報酬債権額を決議します。

なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会がその妥当性等について確認していることから、当社取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

# (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額	報酬等(	対象となる 役員の員数		
以完正力	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	(人)
取締役 (うち社外取締役)	95 (2)	81 (2)	_	13 (—)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	10 (10)	10 (10)	_		3 (3)

- (注) 1. 上記には、無報酬の取締役3名を含んでおりません。
  - 2. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
  - 3. 当社は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の双方の性格を有する報酬として、譲渡制限付株式報酬を交付しております。その算定の基礎として選定した指標は、会社への貢献度、役割の重要性、責任範囲等であり、当事業年度はこれらを総合的に勘案して交付しております。なお、当該指標を選定した理由は、当社の企業価値の持続的な向上に向け各取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた指標と判断したためです。

#### 5. 社外役員に関する事項

- (1) 重要な兼職先と当社との関係 特別な利害関係はありません。
- (2) 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- (3) 当事業年度における主な活動並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

(1) フル明	が以外女	
氏 名	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
村口和孝	取締役会15回開催、うち15回出席	主に長年にわたる上場会社等の取締役としての経験を踏まえ、客観的な視点から当社の経営について、発言を適宜行っております。さらに、一般投資家の視点から、業務執行に対する監督・助言を行い、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与しております。
グェン ティ ゴク ロアン	取締役会15回開催、うち10回出席	主にベトナムでの法令やビジネス、並びに経営者 としての豊富な知識・経験を踏まえて、議案の審 議につき、発言を適宜行っております。特に、ベ トナムに関する業務執行に対する監督・助言等適 切な役割を果たしております。
畑中達之助	取締役会15回開催、うち15回出席 監査役会15回開催、うち15回出席	主に上場会社の常勤監査役としての豊富な経験を 踏まえ、発言を適宜行っております。
鈴 木 正 明	取締役会15回開催、うち15回出席 監査役会15回開催、うち15回出席	主に公認会計士としての専門的な知識・経験を踏 まえ、発言を適宜行っております。
佐藤精 一	取締役会15回開催、うち14回出席 監査役会15回開催、うち15回出席	主に弁護士としての専門的な知識・経験を踏ま え、発言を適宜行っております。

(注) 社外取締役グェン ティ ゴク ロアン氏につきましては、新型コロナウイルス感染症によるベトナムでのロックダウンの影響 が含まれております。今後はさらに改善に努めてまいります。

#### Ⅳ. 会計監査人の状況

- 1. 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人
- 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会 計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。
  - 3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額が適正であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
  - 3. 非監査業務の内容 該当事項はありません。
  - 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

#### V. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。また、内部留保金につきましては、成長力の維持及び競争力強化など、企業価値向上に資する様々な投資に活用していく方針です。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、剰余金の配当を株主総会の決議によらず、取締役会の決議で行う旨を当社定款に定めております。

当期の期末配当は、2021年10月13日の取締役会決議に基づきまして、直近の配当予想から2円増配の1株当たり14円とさせていただきます。当期の剰余金の配当につきましては、1株につき14円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示 桁数未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年8月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,228,088	流動負債	3,809,203
現 金 及 び 預 金	1,716,525	支 払 手 形	375,569
完成工事未収入金	1,909,019	工事未払金	756,719
未成工事支出金	499,057	短期借入金	1,387,124
原材料及び貯蔵品	23,784	1年内償還予定の社債	50,000
- R	285,501	1年内返済予定の長期借入金	136,820
貸倒引当金		リース債務	8,337
	△205,800	賞 与 引 当 金	63,515
		工事損失引当金	1,004
		未払法人税等	98,811
固定資産	7,560,859	未成工事受入金	690,431
有形固定資産	7,294,909	その他	240,871
建物及び構築物	1,916,947	固定負債	3,992,658
機械装置及び運搬具	9,504	社 債	275,000
工具、器具及び備品	34,125	長期借入金	2,857,085
土地地	5,305,629	リース債務	24,547
リース資産	28,702	操 延 税 金 負 債	119,202
	20,702	退職給付に係る負債	213,658
		長期未払金	331,687
<b>無取日ウ液</b>	20.422	資産除去債務	15,453
無形固定資産	28,430	その他	156,024
$\mid                   $	6,126	負 債 合 計	7,801,862
その他	22,303	純 資 産 の	
		株。主道本	3,838,784
投資その他の資産	237,518	資本金	988,237
投資有価証券	107,131	資本剰余金	907,761
繰延税金資産	68,922	利益剰余金	1,942,834
そ の 他	92,399	自己株式	△49
算 倒 引 当 金	△30,935	その他の包括利益累計額	△ <b>49,245</b>
	△ار, ا	その他有価証券評価差額金	△3,798
操 延 資 産	6.022	為替換算調整勘定	△45,446
1	6,923	非支配株主持分	204,470
社 債 発 行 費	6,923	純資産合計	3,994,009
資 産 合 計	11,795,871	負債及び純資産合計	11,795,871

# 連結損益計算書

(2020年9月1日から) 2021年8月31日まで)

科    目		金	額
		_	9,268,700
一			7,885,216
売 上 総 利 益			1,383,483
販売費及び一般管理費			823,087
営 業 利 益			560,396
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	15,961	
受 取 配 当	金	1,487	
為 替_ 差	益	6,577	
作業 屑 売 却	益	10,380	
違 約 金 収	入	51,928	100.025
その <b>営業外費</b> 用	他	14,500	100,835
営業外費用       支払利	息	42.700	
	忠 料	42,709 3,079	
T D R D D D D D D D D D D D D D D D D D	他	14,276	60,065
	16	14,270	601,166
特別 利 益			001,100
投資有価証券売却	益	47,892	47,892
特別 損 失		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	.,,052
投資有価証券売却	損	218	
固定資産除却	損	20	239
税金等調整前当期純利益			648,818
法人税、住民税及び事業税		141,918	
法人税等調整額		66,999	208,917
当期 純利 益			439,901
非支配株主に帰属する当期純損失(△)			△23,317
親会社株主に帰属する当期純利益			463,218

# 貸借 対照表

(2021年8月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	951,154	流 動 負 債	1,747,979
現 金 及 び 預 金	802,997	短期借入金	1,487,124
売 掛 金	1,900	1年内償還予定の社債	50,000
前 払 費 用	32,800	1 年内返済予定の長期借入金	136,820
そ の 他	113,455	未 払 金	26,096
		未 払 法 人 税 等	5,866
固 定 資 産	7,913,718	賞 与 引 当 金	5,156
有 形 固 定 資 産	6,774,653	そ の 他	36,915
建物	1,816,407	固 定 負 債	3,676,354
構築物	1,577	社 債	275,000
車 両 運 搬 具	0	長期借入金	2,817,085
工具、器具及び備品	23,220	長期 未払金	298,196
土 地	4,926,564	繰 延 税 金 負 債	116,785
リース資産	6,883	退職給付引当金	22,698
		預 り 保 証 金	124,963
		そ の 他	21,625
無形固定資産	21,658	負 債 合 計	5,424,333
借地大量	10,092	純 資 産 の	
ソフトウェア	10,855	株 主 資 本	3,448,248
そ の 他	710	資 本 金	988,237
		資本剰余金	869,575
投資その他の資産	1,117,405	資 本 準 備 金	580,137
投 資 有 価 証 券	1,019,495	その他資本剰余金	289,438
関係会社株式	68,794	利益剰余金	1,590,483
長期前払費用	9,804	利 益 準 備 金	46,904
そ の 他	20,561	その他利益剰余金	1,543,579
貸 倒 引 当 金	△1,250	固定資産圧縮積立金	320,800
		操越利益剰余金	1,222,779
操 延 資 産	6,923	自 己株式	△49
社 債 発 行 費	6,923	評価・換算差額等	△785
		その他有価証券評価差額金	△785
		純 資 産 合 計	3,447,462
資 産 合 計	8,871,796	負債及び純資産合計	8,871,796

# 損益計算書

( 2020 年 9 月 1 日から 2021 年 8 月31日まで)

T.V.			<u> </u>	(+\\ \(\frac{1}{2}\).
科			金	額
売 上	高			966,445
売 上	原    価			191,409
売 上 総	利 益			775,035
販売費及び一	般 管 理 費			522,173
営 業	利 益			252,861
営 業 外	収 益			
受取	利	息	4,416	
受 取	配当	金	1,305	
違約	金 収	入	51,928	
そ	$\mathcal{O}$	他	1,912	59,562
営 業 外	費用			
支払	利	息	42,660	
社	保証	料	3,079	
7	$\mathcal{O}$	他	1,487	47,227
経常	利 益			265,196
特 別	利 益			
投 資 有 価	証 券 売 却	益	47,892	47,892
特 別	損 失			
固 定 資	産 除 却	損	20	
投資有価	証 券 売 却	損	218	239
税引前当期	純 利 益			312,849
法人税、住民税	及び事業税		10,674	
法 人 税 等	調整額		△3,268	7,406
当 期 純	利 益			305,442

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2021年10月21日

JESCOホールディングス株式会社 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 﨑 剛業 務 執 行 社 員 公認会計士 岩 﨑

指定有限責任社員 公認会計士 髙 田 政 憲業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、JESCOホールディングス株式会社の2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JESCOホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2021年10月21日

JESCOホールディングス株式会社 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 﨑 剛業 務 執 行 社 員 公認会計士 岩 﨑

指定有限責任社員 公認会計士 髙 田 政 憲業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、JESCOホールディングス株式会社の2020年9月1日から2021年8月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- · 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

# 監査報告書

当監査役会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を受け、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
  - (1) 事業報告等の監査結果
    - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
    - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
    - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月22日

JESCOホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 畑中達之助 印

監 査 役 鈴 木 正 明 🕮

監 査 役 佐藤 精 一 印

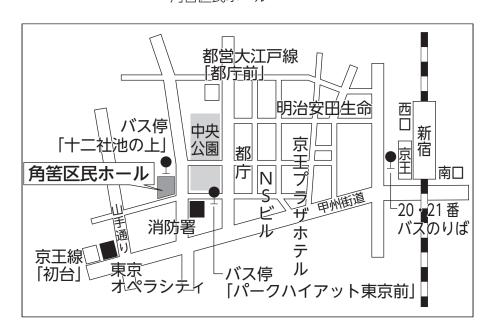
(注) 常勤監査役畑中達之助、監査役鈴木正明及び監査役佐藤精一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

<b>〈</b> ×	Ŧ	欄〉					

# 第52回 定時株主総会 会場ご案内図

<会 場> 東京都新宿区西新宿四丁目33番7号 角筈区民ホール



# <交通機関のご案内>

(京王バス) 新宿駅西口から

(京王デパート前21番バスのりば)

新宿WEバス西参道方面「パークハイアット東京前」下車

(京王デパート前20番バスのりば)

中野駅行又は中野車庫行「十二社池の上」下車

(京王線) 「初台」駅より徒歩10分

(地下鉄) 都営大江戸線「都庁前」駅A5出口より徒歩10分

